



2024年5月21日

各位

会社名 日本光電工業株式会社
代表者名 代表取締役社長執行役員
Chief Executive Officer 荻野 博一
(コード番号 6849 東証プライム)
問合せ先 執行役員経営戦略統括部長 泉田 文男
(TEL. 03-5996-8003)

業績連動事後交付型譲渡制限付株式報酬制度の導入に関するお知らせ

当社は、本日開催の当社取締役会において、役員報酬制度の見直しを行い、新たに業績連動事後交付型譲渡制限付株式報酬制度（以下、「本制度」という）の導入を決議し、本制度に関する議案を2024年6月26日開催予定の当社第73回定時株主総会（以下、「本株主総会」という）に付議することといたしましたので、下記のとおり、お知らせいたします。

記

(1) 本制度の導入目的等

① 本制度の導入目的

本制度は、当社の取締役（監査等委員である取締役および社外取締役を除く。以下、「対象取締役」という）に対し、2024年度から始まる中期経営計画「BEACON 2030 Phase II」の達成に向けて、当社の報酬ガバナンス強化と企業価値のさらなる向上に向けたインセンティブを付与することを目的として導入するものです。

② 本制度の導入条件

本制度は、対象取締役に対して、各事業年度を業績評価期間として、当該業績評価期間における業績等の数値目標等の達成度合いに応じた数の譲渡制限付株式（以下、「本株式」という）の割当てのために金銭報酬債権を報酬等として支給することとなるため、本制度の導入は、本株主総会において、かかる報酬等を支給することにつき株主の皆様のご承認を得られることを条件といたします。

なお、2016年6月28日開催の当社第65回定時株主総会において、当社の取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬額は年額4億円以内（うち社外取締役の報酬額は年額3千万円以内、ただし使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない）として、ご承認をいただいております。また、2020年6月25日開催の当社第69回定時株主総会において、上記取締役の報酬額とは別枠として、当社の取締役（監査等委員である取締役および社外取締役を除く）に対する譲渡制限付株式に関する報酬等として支給する金銭報酬債権の総額を年額1億円以内としてご承認いただいております。本株主総会では、上記取締役の報酬等の額および従来の譲渡制限付株式に関する報酬等として支給する金銭報酬債権の総額とは別枠で、対象取締役に対する本株式に関する報酬等として支給する金銭報酬債権の総額を、各対象期間（(2)①で定義される）につき、3億円以内として設定することにつき、株主の皆様にご承認をお願いする予定です。

(2) 本制度の概要

① 本株式の割当ておよび払込み

当社は、各事業年度を業績評価期間（以下、「対象期間」という）とし、対象取締役に対して、対象期間における当社取締役会が定める業績等の数値目標等の達成度合いに応じて、本株式を交付するための金銭報酬債権を支給し、各対象取締役は、当該金銭報酬債権の全部を現物出資の方法で支給することにより、本株式の割当てを受ける。

そのため、対象期間の開始時点では、各対象取締役に対して、これらを支給するか否かおよび交付する本株式の数（以下、「交付株式数」という）は確定していない。

また、上記金銭報酬債権は、対象取締役が、上記の現物出資に同意していることおよび下記⑥に定める内容を含む業績連動事後交付型譲渡制限付株式割当契約を締結していることを条件として支給する。

初回の対象期間は、第74期事業年度（2024年4月1日から2025年3月31日まで）とし、以後、各事業年度を新たな対象期間として本株式の割当てを行うことができるものとする。

② 本株式の総数

対象取締役に対して割り当てる本株式の総数は、各対象期間につき150,000株以内とする。

ただし、本議案の決議の日以降、当社普通株式の株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む）または株式併合が行われた場合その他これらの場合に準じて割り当てる本株式の総数の調整を必要とする場合には、本株式の総数を合理的に調整することができるものとする。

③ 交付株式数の算定方法

本株式の割当てに際し使用する各数値目標等、交付株式数の具体的な算定にあたり必要となる業績評価指標は、中期経営計画上の指標をもとに当社取締役会において決定する（下記（ご参考1）のとおり、2024年度から2026年度の各対象期間においては、中期経営計画上の指標である連結営業利益率、連結ROE、相対TSR等の目標値を予定）。

具体的な算定においては、以下の計算式に基づき、各対象取締役に対する交付株式数を算定する（ただし、1株未満の端数が生じた場合にはこれを切り捨てるものとする）。

各対象取締役に対して、以下の計算式に基づき算定される交付株式数の本株式の割当てを行うことにより、上記の対象取締役に割り当てる本株式の総数を超える場合または支給する金銭報酬債権の総額を超える場合には、当該総数および総額を超えない範囲で、各対象取締役に割り当てる本株式の数および金銭報酬債権の額を、按分比例等の当社取締役会において定める合理的な方法により調整するものとする。

各対象取締役に対する交付株式数： $\frac{\text{基準となる株式ポイント数} \times \text{支給割合}}{\text{※1}}$

※1 各対象取締役の役位、職務等に応じ、当社取締役会において決定する。

※2 各対象期間の各数値目標等の達成率等に応じ、0～200%の範囲で当社取締役会において決定する。

（ご参考1）

本制度が導入された場合における2024年度から2026年度の各対象期間における業績評価指標および支給割合の決定方法は、以下のとおりです。

ただし、各対象期間の連結営業利益率が10%未満の場合は、当該対象期間における支給割合を0%とします。

	評価ウエイト	業績評価指標
財務目標評価	30%	連結営業利益率
	30%	連結ROE
企業価値評価	40%	相対TSR※

※（対象事業年度末日の当社株主総利回り）÷（当社株主総利回り計算期間に相当する期間の同業他社の株主総利回りの平均）

支給割合 = （連結営業利益率目標の達成度に連動した係数×30%） + （連結ROE目標の達成度に連動した係数×30%） + （相対TSR目標の達成度に連動した係数×40%）

④ 交付要件等

対象期間が終了し、以下の交付要件を満たした場合に、各対象取締役に対して金銭報酬債権を支給し、当該金銭報酬債権の全部を現物出資させることで各対象取締役に本株式を交付するものとする。

なお、本株式の交付は、当社による自己株式の処分の方法により行われ、その払込金額は本株式の割当てに係る当社取締役会決議日の前営業日の東京証券取引所における当社普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直前取引日の終値）を基礎として、各対象取締役に特に有利な金額とならない範囲で当社取締役会において決定する額とする。

交付要件

(ア) 対象期間中に対象取締役が継続して当社の取締役または執行役員のいずれかの地位にあったこと

(イ) 当社取締役会で定める一定の非違行為がなかったこと

(ウ) 当社取締役会が定めたその他必要と認められる要件を充足すること

ただし、上記(ア)にかかわらず、対象期間中に新たに就任した対象取締役が存在する場合には、当該対象取締役に対する交付株式数を必要に応じて調整する。

また、対象期間中に対象取締役が任期満了、死亡その他当社取締役会が正当と認める事由により当社の取締役および執行役員のいずれの地位からも退任した場合には、本株式の交付に代えて、それに相当する額として当社取締役会が合理的に算定する金銭の額を、各対象期間につき3億円の範囲内で、当該退任日より一定の期間内に支給（死亡の場合にはその承継者となる相続人に対する支給を含む）することができるものとする。

⑤ 組織再編等における取扱い

本株式の交付前に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約または株式移転計画その他の組織再編等に関する議案が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社取締役会）で承認された場合には、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、本株式の交付に代えて、当社取締役会が在任期間等を踏まえて合理的に定める交付株式数の価額に相当する額の金銭を、各対象期間につき3億円の範囲内で、対象取締役に対して支給することができるものとする。

⑥ 業績連動事後交付型譲渡制限付株式割当契約の内容

本株式の割当てに際し、当社取締役会決議に基づき、当社と本株式の割当てを受ける対象取締役との間で締結する業績連動事後交付型譲渡制限付株式割当契約は、以下の内容を含むものとする。

(ア) 譲渡制限の内容

本株式の割当てを受けた対象取締役は、本株式の交付日から当社の取締役および執行役員のいずれの地位からも退任する日までの期間（以下、「譲渡制限期間」という）、当該対象取締役に割り当てられた本株式（以下、「本割当株式」という）につき、第三者に対して譲渡、質権の設定、譲渡担保権の設定、生前贈与、遺贈その他一切の処分行為をすることができない（以下、「譲渡制限」という）。

(イ) 本株式の無償取得

当社は、本株式の割当てを受けた対象取締役が、当社の取締役および執行役員のいずれの地位からも退任した場合には、当社取締役会が正当と認める理由がある場合を除き、本割当株式を当然に無償で取得する。

また、本割当株式のうち、上記(ア)の譲渡制限期間が満了した時点において下記(ウ)の譲渡制限の解除事由の定めに基づき譲渡制限が解除されていないものがある場合には、当社はこれを当然に無償で取得する。

(ウ) 譲渡制限の解除

当社は、譲渡制限期間が満了した時点をもって、本株式の割当てを受けた対象取締役が当該時点において保有する本割当株式の全部につき、譲渡制限を解除する。

(エ) 組織再編等における取扱い

当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約または株式移転計画その他の組織再編等に関する議案が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社取締役会）で承認された場合には、当社取締役会決議により、本割当株式の全部につき、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する。

(オ) マルス・クロージャ条項

当社は、譲渡制限期間中および譲渡制限の解除後において、対象取締役が法令または社内規定等に重要な点で違反したと当社取締役会が認めた場合および重大な不正会計や巨額損失等を含む当社取締役会が定める一定の事由が生じた場合、対象取締役に割当てられた本割当株式または譲渡制限が解除された当社普通株式の全部または一部を無償取得する。

また、当該株式が処分されている場合は、対象取締役に対して処分行為時における当該株式の価額に相当する金額の支払を請求することができる。

(ご参考2)

当社は、上記と同様の本株式を、当社の執行役員に対し、割り当てる予定です。

以 上